202	削除
［203～305　略］	

［２～４　略］

202	(1)　新潟県五泉市東本町２丁目35番１号　(45.70) (2)　新潟県五泉市美郷字茨塚240番地　(62.90)	北緯37度41分53秒東経139度10分07秒の地点と北緯37度41分37秒東経139度10分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［203～305　同左］		

［２～４　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

六　平成二十年総務省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［１・２　略］	［１・２　同左］
３　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域	３　［同左］
［１～６　略］	［１～６　同左］
7　(1)　東京都青梅市長淵９―1417―115　(383.00) (2)　東京都八王子市高倉町49―3　(159.60)　北緯35度45分48秒東経139度15分18秒の地点と北緯35度45分43秒東経139度15分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度45分41秒東経139度15分27秒の地点と北緯35度39分53秒東経139度22分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	7　(1)　東京都青梅市長淵９―1417―115　(383.00) (2)　東京都八王子市高倉町49―3　(159.60)　北緯35度45分48秒東経139度15分18秒の地点と北緯35度45分43秒東経139度15分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度45分41秒東経139度15分27秒の地点と北緯35度39分53秒東経139度22分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
	8　(1)　千葉県千葉市中央区千葉港１―１　(32.80) (2)　千葉県千葉市中央区問屋町１―35　(141.50)　北緯35度36分24秒東経140度06分25秒の地点と北緯35度36分08秒東経140度06分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［４　略］	［４　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

七　平成二十二年総務省告示第五十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前		
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域		1　［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲	区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～63　略］			［1～63　同左］		